

## 公 告 第 18 号

健康保険法第 47 条 1 項第 2 号に規定された、当組合の任意継続被保険者に関する  
令和 7 年度標準報酬月額を下記のとおり公告する。

令和 6 年 12 月 26 日  
安田日本興亜健康保険組合  
理事長 米 川 孝  
( 公印省略 )

### 記

1. 令和 6 年 9 月 30 日における当組合の全被保険者の標準報酬月額を平均した額  
413, 247 円
2. 1 の標準報酬月額  
410, 000 円 (27 等級)
3. 適用期間  
自 令和 7 年 4 月 1 日  
至 令和 8 年 3 月 31 日

以 上